

6 志 賀 昇 議 員

- 1 財政運営について
- 2 有害鳥獣駆除対策について



1 財政運営について

令和5年度予算も9か月が経過しようとしている中、本年度の執行方針では行財政運営の強化が述べられており、財政の安定化を実現するため新たな歳入確保に取り組むとともに、未利用財産の処分等による自主財源の確保を実践しておりますので、次の点についてお伺いいたします。

1項めは、行財政運営の強化として、地域デジタル社会の実現に向けた自治体DX及びゼロカーボンの推進を進めるとしておりますが、その取組状況と成果についてお伺いいたします。

2項めは、財政の安定化を実現するため、新たな歳入確保に取り組むとしており、町有財産の未利用財産の処分等による自主財源の確保を実践しておりますので、その進捗状況と財源確保の効果についてお伺いいたします。

3項めは、ふるさと納税については重要な財源確保にもなることから、寄附件数の多い関東エリアなどへの戦略的情報発信の強化の取組状況と成果についてお伺いいたします。

4項めは、ガバメントクラウドファンディングは多くの人から賛同の得られる事業を選定し、資金を調達する仕組みではありますが、新たな財源確保に向けた現在の取組状況についてお伺いいたします。

5項めは、本年度より義務教育学校の事業着手が進められ、物価変動に伴う工事費増嵩が懸念される中、進められておりますが、岩内町中長期財政見通しの今後の財政見通しについてお伺いいたします。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、自治体D X及びゼロカーボン推進に向けた取組状況と成果についてであります。

最初に自治体D Xについてであります。国の自治体D X推進計画及びデジタル田園都市国家構想に基づき、地域デジタル社会の実現に向け、デジタル技術を活用した地域課題への対応や多様な住民窓口の実現など、住民の利便性向上に向けた取組を進めているところであります。

本年度につきましては、地域課題への対応として、外部とのつながりが少ない高齢者等へ画面付きA Iスピーカーを配備することで、日常的に会話が生まれ孤独感抑止につながるほか、見守りも可能となる高齢者見守りサービス整備事業、また多様な住民窓口の実現として、来庁者とのヒアリングにより氏名や住所などが記載された各種申請書を作成することで来庁者の負担を軽減する書かない窓口整備事業、税や介護保険料、住宅使用料など、納付書を用いた公金支払いの利便性向上が期待されるコンビニ収納整備事業、マイナンバーカードを活用し、住民票や所得証明書などの交付申請と手数料決済をオンラインで行える証明書オンライン請求サービス整備事業など、合わせて4つの事業について、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、I C T利活用推進アドバイザーから技術面等の助言も受けながら、年度内の整備・実装に向け取組を進めているところであります。

今後においても、令和4年度に実施したD X推進に向けた課題抽出ヒアリングにおいて出された課題感を軸に、デジタル技術を活用した課題解決に向け、国の各種補助制度を取り入れながら自治体D Xを推進してまいります。

次にゼロカーボンの推進についてであります。昨年度調査した町内における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルや、温室効果ガスの排出量の推計などを基に、再生可能エネルギーの導入に係る目標値を設定した岩内町再生可能エネルギー導入目標を本年度策定しております。

また、岩内町役場の業務や施設から排出される温室効果ガスの排出量抑制のための実行計画である、岩内町地球温暖化対策実行計画事務事業編を本年8月に策定したところであります。

さらに、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指し、町と企業、地域住民が一体となって取り組むべき施策の方針を示すゼロカーボンビジョンの策定に向け、策定委員会を設置し、現在、協議・検討を進めているところであります。

2 項めは、町有財産の未利用財産の処分等による自主財源の確保の進捗状況と財源確保の効果についてであります。

町では、自主財源確保の1つとして、未利用の町有財産の処分を進めており、今年度においては、町営住宅団地跡地等活用基本方針に基づき、東相生団地跡地の宅地分譲として、1区画は社会福祉法人溪仁会に対して、コミュニティホームいわないの職員宿舎用地として売却したほか、1区画を民間事業者向けの共同住宅用として一般競争入札により売却し、加えて9月から10月にかけて行った個人住宅向け6区画の公募では、4区画の申込みがあり、売却しております。

また今年度においては、大規模な町有財産の売却も複数行っており、6月には旧中央保育所の土地と建物を障がい者相談支援センターなどの移転先として

社会福祉法人あけぼの福祉会に減額譲渡したほか、みどりヶ丘団地跡地では、岩内警察署の庁舎敷地として北海道警察本部への売却を決定し、本定例会において財産処分の議案を上程しているところであります。そのほかにも、町内各所での購入希望者に対して4件の町有地売却を行っており、現時点における売却件数は、土地が12件、建物が1件、売払収入は土地と建物を合わせて9,942万円を見込んでおり、これらは今年度の決算に向けての明るい材料であり、財政的効果も大きいと考えております。

いずれにいたしましても、人口減少に伴い町税等の歳入の減少が見込まれる中、地方交付税に依存しない財政の安定化を実現するため、今後においても宅地等のニーズを把握しながら、計画的かつ有効的な未利用町有地の活用・処分に努めてまいります。

3項めは、ふるさと納税の寄附件数が多い関東エリアなどへの戦略的情報発信の取組状況と成果についてであります。

ふるさと納税の戦略的情報発信の取組につきましては、寄附受付サイトが公表する検索商品の上位に本町の返礼品が掲載されるようサイト内広告での周知改善を図ったほか、本年度からはふるさと納税の専門誌、ふるさと納税ニッポンに塩数の子など本町の主力返礼品のほか、引退馬への支援やオリジナルビール醸造など、独自の新規返礼品を掲載し、購読者が多い関東エリアへの情報発信を強化しております。

さらに、新たな試みとして、岩宇4か町村連携による東京都内で開催した物産展でのふるさと納税のPRや、動画配信中に商品紹介や販売活動を行うライブショッピングへの参加を通じた返礼品の情報発信などを実施しているところであります。

こうした情報発信の効果もあり、本年度11月末時点での寄附金額は、1億2,105万9千円となり、前年度同月末の5,732万4千円と比較し、2倍増のペースで推移しております。

しかしながら、本年10月に施行されたふるさと納税の制度改正による対象経費の厳格化などに伴い、本町の返礼品の単価を11月中旬より引き上げた影響で、その後は寄附件数が減少傾向にあることから、制度改正前までの水準に返礼品の単価を抑制するための新たな方策を早急に見出しながら、引き続き寄附件数の多い関東エリアなどを中心とするふるさと納税に関心のある方への情報発信強化に、より一層取り組むなど、寄附金額の増額による財源確保に向け鋭意努力してまいります。

4項めは、ガバメントクラウドファンディングの取組状況についてであります。

ガバメントクラウドファンディングは、地域の課題解決に向けた特定のプロジェクトを実施するため、主としてインターネットを通じて不特定多数の人から資金調達をする仕組みであり、資金を調達するためには、プロジェクトについて多くの人から共感・賛同を得ることが必要とされております。

また、ガバメントクラウドファンディングの活用を通じて、本町が取り組むプロジェクトの内容や成果を町内外の多くの方にPRすることで、本町の魅力を発信するだけでなく、プロジェクトの趣旨に共感・賛同してくださる方や町を応援してくださる方の輪が広がるといった効果も期待できるところであります。

本町では、現在年度内の実施に向け、プロジェクトの選定作業のほか、サイ

トへの掲載方法や目標金額の設定など、各種準備を進めているところでありますが、いずれにいたしましても、多くの方々から共感・賛同を得られるプロジェクトとなるよう引き続き取り組んでまいります。

5項めは、岩内町中長期財政見通しの今後の財政見通しについてであります。

中長期財政見通しにつきましては、今後町が進める施策の実施時期、優先順位等を判断していく上での重要な指標として活用するため、令和3年3月に策定したところであります。本見通しの策定時から2年が経ち、その間に普通交付税が増加していることや、燃料や物価の高騰、労務単価の上昇などに伴う物件費の増加など、当初の推計から大きく状況が変化していることに加え、今年度は義務教育学校の建設工事に着手することで、全体事業費も一定程度固まりつつあることから、本年8月にそれらの要素を反映した中長期財政見直しを見直したところであります。

見直し後の中長期財政見通しの内容につきましては、当初では、義務教育学校整備事業費を想定額50億円として反映した参考数値では、普通会計の歳入歳出の収支額は、令和5年度から赤字となる見込みとしておりましたが、令和3年度以降の普通会計の決算状況や今後の普通交付税の推計値を増額修正したことなどにより、見直し期間の令和11年度までは黒字を維持できる見込みとなっております。

また、令和6年度以降に大きく比率が上昇すると見込まれていた将来負担比率は、より有利な借入条件の起債を選択したことや、ここ数年の財政調整基金などの積立により、将来負担比率は現状と同程度を維持できるまで回復するなど、今回の見直しにより事業費の増加が懸念されていた義務教育学校整備事業も財政運営上、大きな支障が生じることなく実施できる見直しとなっております。

しかしながら、中長期財政見通しの見直しを終えた以降も、資材高騰や人材不足による人件費の上昇などにより、道内各地でも事業の縮小や先送りをされる例も多く見られ、本町においても予断を許さない状況が続くものと考えております。

いずれにいたしましても、中長期財政見通しについては今後も適宜見直しを行いながら、町の財政状況を把握する実効性の高い指標として有効に活用してまいります。

2 有害鳥獣駆除対策について

近年の地球温暖に伴いこれまで森の奥深くで生息していたヒグマにも深刻な影響を与え、今年には特にドングリなどのエサ不足から容易に人里に出没し、人馴れしたヒグマとの遭遇で悲惨な人身事故が発生するなど、人とヒグマの距離が身近になり危険が増大しております。道警の調べでも今年1月から10月までの通報のあったヒグマの目撃件数は3,720件に上り、2019年から過去5年間で最多ペースになっており早急な対策が求められております。

現在岩内で活動している岩内町鳥獣被害対策実施隊は15名が登録されており、ヒグマや鹿・トドなどの有害鳥獣駆除に日夜奮闘されていると伺っておりますが、ハンターの高齢化や成り手不足はどここの町村も深刻で、加えて捕獲に必要な猟銃の弾薬や車両移動時の燃料代が高騰し、自費で賄う限界を超えたボランティア状態で、常に危険と隣り合わせで活動していると伺っております。

岩内町内では目撃情報や被害などは確認されておりましたが、周辺町村ではヒグマによる農業被害は甚大であり、ヒグマの個体数が増加している現状では岩内町も安全とは言えず、ハンターへの依存度はますます高まるものと思われま

す。岩内町有害鳥獣駆除事業に係る駆除奨励金交付要綱ではヒグマ1頭3万円の駆除奨励金を、また非常勤職員に対する報酬及び費用弁償に関する条例では鳥獣被害対策実施隊員に1日5千円の報酬を支給となっておりますが、近隣の黒松内町ではクマ1頭に4万2千円の捕獲報奨金が出され、島牧村では出動手当は最大で1時間3,750円、クマ1頭10万円の捕獲報奨金が出されており、猟銃や弾薬の購入にも助成が行われ、令和5年度の猟友会への助成金も294万5千円で、捕獲従事者の育成などヒグマに関する4本の条例が設定されております。また共和町では、町やJAきょうわと連携でヒグマ対策に多くの予算が支出されていると伺っております。

そこで次の点についてお伺いたします。

1項めは、岩内町内での岩内町鳥獣被害対策実施隊による令和4年度の有害鳥獣駆除の出動回数・捕獲実績、報奨金額、ヒグマの目撃件数と捕獲実績、猟銃の弾薬や車両移動時の燃料代に対する補助の状況をお伺いたします。

2項めは、岩内町は他町村に比べ、ヒグマに関する認識やハンターへの理解度や支援にかい離があると思われま

すが町の考え方を伺いたします。3項めは、鈴木直道北海道知事はヒグマの人的被害防止に向け、生息数の抑制やハンターに対する報酬、出動経費などに対する支援制度の創設を環境省に要望したと報道され、道議会においてもヒグマ対策費が計上され、具体的な議論がなされていると伺っておりますがその具体的な内容をお伺いたします。

4項めは、岩内町有害鳥獣駆除事業は現行3本の要綱・条例により取り進められておりますが、近年特にヒグマの目撃件数の増加による人的被害も各地で報告され全国的に苦慮されている中、先進地では新たな条例・規則を設定し、取り組まれていることから本町においても次に掲げる、1つ、有害鳥獣捕獲奨励金交付条例・規則、2つ、有害鳥獣出動報奨金交付条例・施行規則、3つ、ヒグマ対策技術者捕獲出動報奨金交付条例・施行規則、4つ、狩猟免許取得助成金交付条例・施行規則、の条例・規則の制定を図り、取り進めることが喫緊の課題と思われま

すので町長のご所見をお伺いたします。5項めは、新たな条例・規則を制定するには時間を要することから、当面の対

応として現行要綱の中で他町村と比較して低額な部分は令和6年度予算において増額を図るべきと思われますので、お伺いいたします。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、町内での岩内町鳥獣被害対策実施隊による令和4年度の有害鳥獣駆除の出動回数・捕獲実績、報奨金額、ヒグマの目撃件数と捕獲実績、猟銃の弾薬や車両移動時の燃料代に対する補助の状況についてであります。

岩内町鳥獣被害対策実施隊による令和4年度の駆除出動回数は8回であり、捕獲実績は実施隊員個人による捕獲も含め、キツネ3頭、シカ38頭であります。

次に、令和4年度の報奨金額については、実施隊による駆除に対する、日当及び活動場所までの車両移動時の燃料代、鳥獣の捕獲費として、総額約132万7千円となっており、実施隊員及び水産農林課職員から構成される岩内町鳥獣被害防止対策協議会が実施主体となり、隊員に支出されております。

なお、財源については、北海道の補助事業を活用しております。

また、猟銃の弾薬に対する補助については、町から岩内町有害鳥獣駆除協力会に対する補助金の中から、購入費の一部を補助していると伺っております。

なお、令和4年度においては、ヒグマの目撃件数及び捕獲実績はありません。

2 項めは、岩内町は他町村に比べ、ヒグマに関しての認識や、ハンターへの理解度や支援にかい離があると思われませんが、町の考えはについてであります。

これまで本町においては、ヒグマの足跡やふんなどの目撃情報が寄せられたことはありますが、捕獲実績はないことから、近隣町村の中でも、住民のヒグマに対する意識などは低い傾向にあるものと思われませんが、近年は札幌市など都市部においてもヒグマの出没が確認されていることなどから、町といたしましては、引き続き北海道猟友会岩宇支部と連携し、ヒグマが出没した際の捕獲体制の強化などに努めてまいります。

3 項めは、このたびの北海道議会において計上されたヒグマ対策費の具体的な内容についてであります。

近年、北海道内において人里周辺でヒグマが出没している状況などから、北海道は第4回定例会において、春期管理捕獲強化の支援事業として補正予算を上程し、可決されております。

内容といたしましては、市町村が令和6年2月から3月において、春期管理捕獲として実施する経費のうち、捕獲従事者への報奨経費、事前研修や指導者派遣に要する経費、資材購入経費などの2分の1以内を補助するというものであります。

4 項めの、岩内町有害鳥獣駆除事業は現行3本の要綱・条例により進められているが、新たな条例・規則の制定を図り、取り進めることが喫緊の課題と思われませんが、町長の所見はと、5 項めの、新たな条例・規則を制定するには時間を要することから、当面する対応として、現行要綱の中で他町村と比較して低額な部分は、令和6年度予算において増額を図るべきについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

本町における有害鳥獣駆除事業については、非常勤職員に対する報酬及び費用弁償に関する条例において実施隊員の報酬額を、実施隊員の設置及び目的、活動内容などを岩内町鳥獣被害対策実施隊設置要綱において定めておりましたが、近年の近隣町村におけるヒグマの出没状況などを踏まえ、令和5年4月からはヒグマによる被害防止を図るため、駆除奨励に関して、岩内町有害鳥獣駆除事業に係る駆除奨励金交付要綱を定めたところであります。

本町における有害鳥獣駆除事業については、これまでも関係者と随時情報交換などを行いながら、実施隊員の活動に対し、町予算のほか補助事業も活用しながら実施してきたところであります。

町といたしましては、近年のヒグマ出没状況などを踏まえ、適正に事業の遂行を図るため、引き続き北海道猟友会岩宇支部などの関係機関と情報交換を行うほか、実施隊員などが取り組みやすくなるよう岩宇4か町村で統一した報奨金や助成制度を設けるなど、協議・連携し、必要に応じて条例制定や要綱の改正を含め、適切に対応してまいりたいと考えております。

< 再 質 問 >

新たな条例・規則の制定については取り組むとの前向きな答弁がありましたので、了解するとともに敬意を表するものであります。

しかし、新たな条例・規則の制定については、条例の内容から見ても深く関係してくる猟友会の協力を得る中、早急な条例・規則の制定を図るべきと思われまじ、制定するまでに時間が掛かりすぎると、近年のクマ出没の増加している状況からしても、町の掲げる安心・安全な町づくりに向けて早急な制定が望まれているもので、タイムスケジュールはどの程度想定しているのか再度お伺いいたします。

【答 弁】

町 長：

ヒグマによる被害防止対策につきましては、町といたしましても重要であると考えていることから、引き続き北海道猟友会岩宇支部と情報交換を行いながら、岩宇4か町村で統一した報奨金や助成制度を設けるよう積極的に協議を進め、条例制定や要綱の改正を含め早期に対応していきたいと考えております。